

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）〔公共〕

10,527百万円（11,688百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

（1）単独処理浄化槽撤去費の助成対象の拡大

単独処理浄化槽の撤去費用への助成につき、転換を促進する観点から以下の条件に合致する場合も助成対象とする。

（要求内容）

- ・ 施工条件の関係から撤去跡地に合併処理浄化槽を設置出来ない場合
- ・ 転換工事期間中においても、家屋内のトイレを使用しなければならず、単独処理浄化槽の撤去が合併処理浄化槽設置後になる場合、等

（2）複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和

浄化槽の効率的な運用を図り各戸での費用負担の軽減による設置・転換を進めるため、隣接する複数戸での浄化槽整備につき、現在地形等の特殊状況による場合のみ認めているが、10戸未満を処理対象とする場合で浄化槽の処理能力に応じて適切な使用が行われると認められる場合も、複数戸に1基の整備を助成対象とする。

（3）防災拠点浄化槽整備事業の実施

防災計画に基づき、市町村が定める災害時の避難所となる施設につき、防災対応のため浄化槽を市町村自ら設置する場合、又は施設管理者へ助成を行う場合、設置費用を助成対象とする。

（4）浄化槽の集中的整備への支援

汚水処理人口普及率が低い地域での速やかな整備、又は単独処理浄化槽の転換が集中的に行われる場合、以下の事業による支援を行う。

- ・ 浄化槽集中整備事業（個人設置型）
- ・ 単独処理浄化槽転換促進事業

2. 事業計画

助成率：1 / 3（一部事業1 / 2）、助成先：市町村等

3. 施策の効果

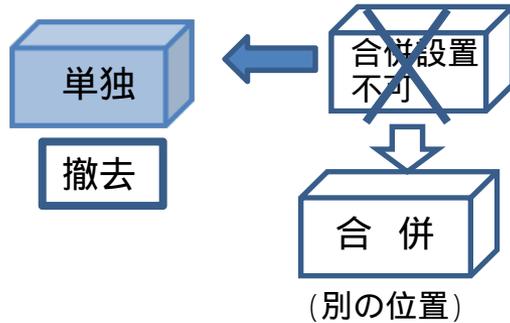
浄化槽の整備推進により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

浄化槽の整備促進(公共)

単独処理浄化槽等撤去費助成対象の拡大

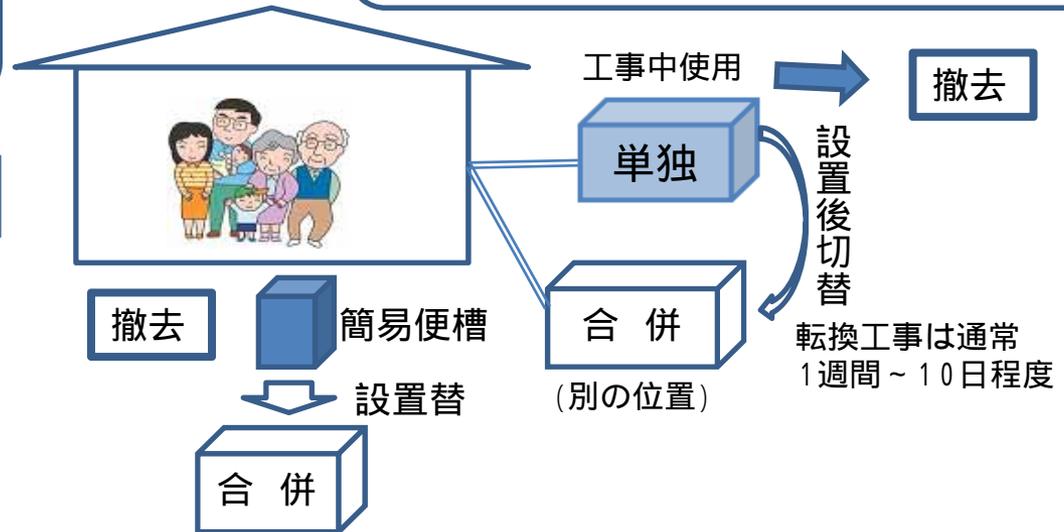
ケース1

施工条件から単独処理浄化槽の撤去跡地に合併処理浄化槽を設置出来ない場合、別の場所に設置する必要がある



ケース2

転換工事期間中、事情により転居等が不可能でトイレの使用が不可欠の場合、単独処理浄化槽を引き続き使用する必要がある。



ケース3 単独槽同様、雑排水を処理出来ない簡易便槽から、合併処理浄化槽への切替を推進する必要がある

助成制度の改定等による浄化槽整備への支援

- ・複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和
- ・防災拠点浄化槽整備事業の実施
- ・浄化槽の集中的整備への支援(浄化槽集中整備事業(個人設置型)、単独処理浄化槽転換促進事業)

